

令和5年度(2023年度)八王子市高齢者施設等PCR検査等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルスに感染した場合の重症化リスクが高い高齢者を介護する八王子市内の高齢者施設及び事業所(以下「高齢者施設等」という。)において、従事者及び利用者を実施されるPCR検査、抗原定量検査及び、利用者を実施される抗原定性検査(以下「PCR検査等」という。)に要する費用の一部を補助することについて、補助金等の交付の手續等に関する規則(昭和35年八王子市規則第19号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、高齢者施設等が従事者及び利用者に対して実施する行政検査に該当しない方へのPCR検査等に要する費用を補助することにより、効果的な感染拡大防止を図ることを目的とする。

(補助対象事業者)

第3条 令和5年度(2023年度)八王子市高齢者施設等PCR検査等補助金(以下「補助金」という。)の交付の対象となる者(以下「補助対象者」とする。)は、別表1に定める指定介護サービスを八王子市内で実施する高齢者施設等を運営する事業者とする。

(事業内容)

第4条 この要綱による補助の対象事業は、行政検査に該当しない高齢者施設等が実施する従事者及び利用者(訪問介護、訪問入浴(介護予防含む。)、訪問看護(介護予防含む。)、訪問リハビリテーション(介護予防含む。)、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、予防訪問介護相当サービス及び訪問型サービスAの利用者並びに地域密着型介護老人福祉施設及び認知症対応型共同生活介護の従事者は除く。)に対するPCR検査等とする。

(補助対象経費等)

第5条 この補助金の補助対象経費は、高齢者施設等において実施される、行政検査に該当しない従事者及び利用者に対するPCR検査及び抗原定量検査並びに行政検査に該当しない利用者に対する抗原定性検査に要する費用とする。ただし、別の補助金等において補助対象とする費用は除くものとする。

(補助対象期間)

第6条 この補助金の補助対象期間は、令和5年(2023年)4月1日から令和6年(2024年)3月31日までとする。

(交付額)

第7条 補助金の交付額は、別表2記載のとおり、基準額を対象経費の実支出額と比較して、少ない方の額に補助率を乗じて算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 この補助金の交付を受けようとする者(以下「補助申請者」という。)は、令和5年度(2023年度)八王子市高齢者施設等PCR検査等補助金交付申請書兼実績報告書(第1号様式、以下「交付申請書」という。)に必要な書類を添付して、別に指定する期日までに市長に提出しなければならない。また、補助申請者につき申請は募集ごとに1度までとする。

(補助金の交付決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、交付申請書及び関係書類の審査等を行い、適当と認めたときは第11条に掲げる事項を条件に補助金の交付決定をするものとし、その決定の内容を令和5年度(2023年度)八王子市高齢者施設等PCR検査等補助金交付決定通知書兼確定通知書(第2号様式、以下「決定通知書」という。)により補助申請者に通知する。

(申請の撤回)

第10条 補助申請者は、この交付決定の内容又はこれに付した条件に異議があるときは、この交付決定の通知受理後14日以内に申請の撤回をすることができる。

(交付の条件)

第11条 この補助金の交付にあたっては、別記の補助条件を付することができる。

(事業の実績報告)

第12条 補助決定者は、補助事業が完了したとき(中止等を含む。)または、補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、1月以内に交付申請書に必要な資料を添付して、補助事業の実績を市長に報告する。

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条に規定する事業の交付申請書を受理したときは、補助事業の成果が補助金の決定内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、決定通知書により補助決定者に通知する。

(是正のための措置)

第14条 市長は、前条に規定する交付申請書の審査等を行った結果、補助金交付決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認められるときは、これに適合させるための処置をとるべきことを補助決定者に命ずることができる。

2 補助決定者は、これを受け是正した場合には、交付申請書(必要な書類を含む。)を直ちに再提出するものとする。

(補助金の請求)

第15条 補助決定者は、第13条の規定により決定通知書を受けたときには、補助金の交付を速やかに請求書(第3号様式)により市長に請求しなければならない。

(補助金の交付)

第16条 市長は、前条の規定による補助金の交付請求を受けたときには、速やかに支出するものとする。

(補助金の返還等)

第17条 補助決定者が次の各号のいずれかに該当するときには、市長は、補助金の交付決定を取り消し、又は既に補助金が交付されているときには、期限を定めてその全部若しくは一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 補助金を申請した検査の検査日に補助対象事業者ではなかったことが判明したとき。
- (2) 補助事業の施行が不正又は不相当と認められたとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (4) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (5) 補助条件及び法令に基づく命令に違反したとき。
- (6) 補助決定者(法人その他の団体にあつては代表者、役員、従事者等)が、暴力団等に該当するに至ったとき。
- (7) 補助金の交付決定の内容及び通知に付した条件に違反したとき又は市長の指示に従わなかったとき。
- (8) 前各号のほか、補助金等の交付の手続き等に関する規則及びほかの法令に違反したとき。

(暴力団等の排除)

第18条 八王子市暴力団排除条例(平成23年12月15日条例第23号)に規定する暴力団等については、この要綱に基づく補助金の交付対象としない。

2 前項に規定する暴力団等の確認は、表明・確約書(第4号様式)により行うものとし、市長は補助対象事業者に補助金交付申請時に提出させるものとする。

(関係帳簿等の備付け等)

第19条 補助決定者は、補助事業の状況、費用の支出その他補助事業に関する書類又は帳簿(以下この条において「関係帳簿等」という。)を備えておかなければならない。

2 補助決定者は、関係帳簿等を補助事業の年度終了後5年間保管しておかなければならない。

3 市長は、必要に応じて関係帳簿等を検査することができる。

(雑則)

第20条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別途定める。

2 この補助金は、「補助金見直し方針」に基づき見直しを行うものとする。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、令和5年(2023年)4月1日から適用する。

附 則(令和5年(2023年)9月22日改正)

この要綱は、決定の日から施行し、令和5年(2023年)7月1日から適用する。

附 則(令和5年(2023年)12月14日改正)

この要綱は、決定の日から施行し、令和5年(2023年)12月1日から適用する。

別表1(第3条関係)

補助対象	従事者・利用者	従事者のみ	利用者のみ
サービス種別	通所介護 通所リハビリテーション (介護予防含む。) 短期入所生活介護 (介護予防含む。) 短期入所療養介護 (介護予防含む。) 小規模多機能型居宅介護 (介護予防含む。) 看護小規模多機能型居宅介護 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護 (介護予防含む。) 予防通所介護相当サービス	訪問介護 訪問入浴 (介護予防含む。) 訪問看護 (介護予防含む。) 訪問リハビリテーション (介護予防含む。) 定期巡回・随時対応型 訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 予防訪問介護相当サービス 訪問型サービスA	地域密着型介護老人福祉施設 認知症対応型共同生活介護 (介護予防含む。)

別表2(第7条関係)

基準額	対象経費	補助率
検査費用等に要する実支出額。ただし、PCR検査は1検査当たり20,000円、抗原定量検査及び抗原定性検査は1検査当たり7,500円を上限とする。また、検査を受けた実人数1人当たり、PCR検査は20,000円、抗原定量検査及び抗原定性検査は7,500円を合計した額を法人単位の上限とする。	検査に係る診療報酬のうち、検査費用、検体採取料、検体輸送代、結果判断料	10分の10

別記(第11条)

補 助 条 件

- (1) 補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄附金等の資金提供を受けてはならない。
ただし、共同募金会に対してなされた指定寄附金を除く。
- (2) 補助事業を中止する場合には、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業に係る帳簿その他の資料を常備し、市長が必要があると認めたときは提示又はその内容を報告すること。
- (5) 補助事業に係る帳簿、領収書その他の資料については5年間保存をすること。
- (6) 市長若しくはその委任を受けた者又は監査委員の監査に応じること。
- (7) 補助事業者がこの要綱に定める条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (8) 補助決定者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合も含む。)は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(第5号様式)により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の6月30日までに市長に報告しなければならない。
なお、補助対象事業者が全国的に事業を展開する組織の支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこととする。